平成２９年（フ）第２１５４号
札幌市豊平区豊平３条２丁目１番40―308号
破産者　佐野真佐江
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４号
宮城県東松島市赤井字新川前17番地８　プランドール102、前住所宮城県石巻市門脇字青葉西67番地　シティコートⅠ202号
破産者　高橋　　寛
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
山形県天童市交り江４丁目７番35号　押野住宅
破産者　森　きみ子
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５３号
山形市桜田西４丁目22番５号
破産者　井上　賢一
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
群馬県太田市西矢島町370番地35
破産者　浅古　直人
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３２０号
埼玉県東松山市松風台４番地43、旧住所東京都東村山市恩多町１丁目29番地55
破産者　中村　幸雄
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０３号
静岡県伊東市吉田160―２、住民票上の住所山梨県南アルプス市東南湖637番地３
破産者　伊代野正成
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1491番地　ハイムリバーサイドⅡ106号
破産者　堀清水　稔
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
愛知県海部郡大治町大字東條字中切65番地　ヤスイマンション301号、従前の住所名古屋市中川区東起町４丁目２番地の１
破産者　今井　森和
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４８号
愛知県瀬戸市西山町２丁目62番地　西山住宅３―205、従前の住所愛知県瀬戸市北浦町４丁目３番地の２
破産者　早野　達哉
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９５号
愛知県大府市東新町３丁目11番地　ビレッジハウス八代山３号棟308号室、従前の住所愛知県大府市北山町３丁目343番地の２　リルシアⅠ102号
破産者　近藤　秀哉
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７２６号
名古屋市千種区星ケ丘２丁目50番地の１　打越荘Ａ棟102号、従前の住所名古屋市中区錦１丁目８番32号　プレサンス錦ラウム1406号
破産者　伊藤　大佑
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８１０号
名古屋市中村区亀島１丁目７番３号、住民票上の住所名古屋市中区富士見町２番24号　ＡＮＳＷＥＲ21　401号
破産者　貴村　英生
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９０３号
愛知県あま市新居屋善左屋敷58番地５
破産者　水野　潤一
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９６９号
名古屋市瑞穂区中山町２丁目26番地の２　マイネヴェルト瑞穂303号、従前の住所名古屋市緑区梅里１丁目24番地の５　ルミエール梅里105号
破産者　犬塚　和久
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７号
大阪市平野区喜連東５丁目１番11―201号
破産者　田中　　敏
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５３号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番８号
破産者　玉井　眞一
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部